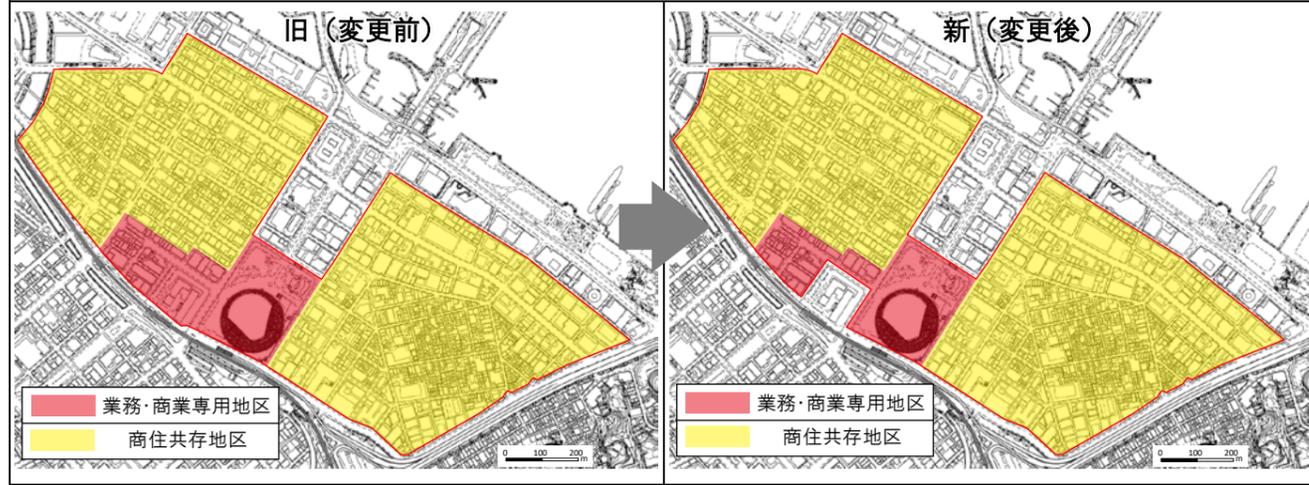


2 特別用途地区（横浜都心機能誘導地区）の変更

関内駅前地区地区計画による新たなまちづくりを進めるため、地区計画の地区整備計画により具体的な制限を定める地区（A地区）を、特別用途地区（横浜都心機能誘導地区）の区域から除外します。

【図4】特別用途地区（横浜都心機能誘導地区（関内駅周辺））



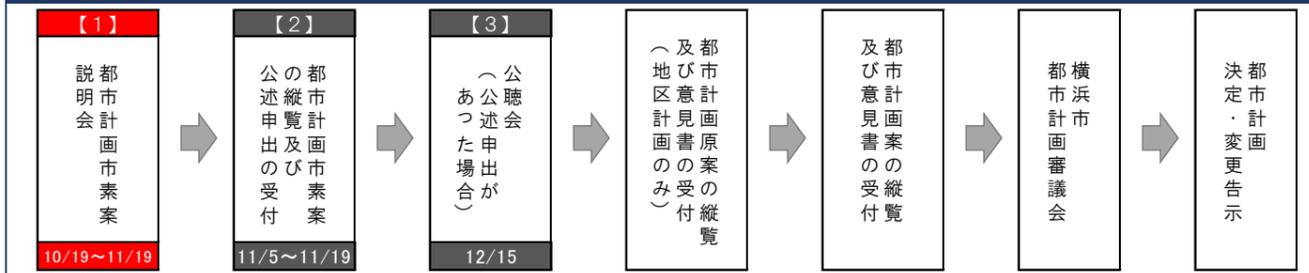
種類	面積	
	旧（変更前）	新（変更後）
横浜都心機能誘導地区	業務・商業専用地区	約 45 ha → 約 43 ha
	商住共存地区	約 143 ha

(参考) 横浜都心機能誘導地区建築条例(平成18年4月1日施行)

業務・商業専用地区	商住共存地区
事務所・店舗などの立地を積極的に促進する地区	業務・商業機能と居住機能との調和を図る地区
住宅等の立地を禁止	住宅等の容積率を300%に制限※ ※誘導用途の併設により、市長の許可を受けたものは除く。

特別用途地区とは、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて、地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。「横浜都心機能誘導地区」は、関内駅周辺及び横浜駅周辺において、都心にふさわしい都市機能の集積と賑わいの創出、雇用の場の確保などの実現を図るため、特別用途地区として都市計画決定され、条例により建築物の用途及び容積率の制限が定められています。

今後の都市計画手続の流れ



お問い合わせ先

計画内容・事業内容に関すること	横浜市都市整備局都心再生課 TEL 045-671-3963 FAX 045-664-3551 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 29階
都市計画手続に関すること	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657 FAX 045-550-4913 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 25階 市素案説明会 横浜市素案説明会 で検索 市素案縦覧・公聴会(11月5日から公開) 横浜市素案縦覧・公聴会 で検索

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ

～関内駅前地区地区計画等の都市計画決定・変更について～

関内駅前地区は、JR関内駅と市営地下鉄関内駅の駅前に位置し、開港以来、横浜の発展をけん引してきた関内地区の玄関口として、長年にわたり市民に親しまれてきた横浜の顔ともいえるべき地区です。

本地区において「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした新たなまちづくりを推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、来街者等が安心して楽しく歩けるよう回遊性を高め、関内地区の玄関口としてふさわしい魅力とにぎわいを創出し、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化を図ることを目的に、地区計画の決定と特別用途地区（横浜都心機能誘導地区）の変更について、都市計画市素案を作成しました。

つきましては、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。開催方法については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、[横浜市ホームページ上での動画配信](#)にて行います。

【1】都市計画市素案説明会

日時	令和2年10月19日(月)から11月19日(木)まで
会場	横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画) 横浜市市素案説明会 で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/setumei/setumei.html
質問書受付	都市計画市素案の内容について、質問書を受け付けます。 質問書に対する回答は、市ホームページで公表します。 ■受付期間【回答予定日】 [第1次]令和2年10月19日(月)から10月27日(火)まで 【11月2日(月)回答公表予定】 [第2次]令和2年10月28日(水)から11月6日(金)まで 【11月12日(木)回答公表予定】 ■提出方法 ・期間内必着で、質問書(任意様式)を横浜市建築局都市計画課へ郵送または持参してください。 また、市ホームページから電子申請による質問書の提出ができます。

【2】都市計画市素案の縦覧 及び 公聴会における公述申出の受付

期間	令和2年11月5日(木)から11月19日(木)まで(土・日は除く)
縦覧場所	横浜市建築局都市計画課(受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで) ※市ホームページでも市素案の概要を御覧になれます。
公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は公聴会における公述の申出ができます。 10名を超える申出があった場合は抽選を行います。 ■申出方法 ・公述申出書を、11月19日(木)必着で、横浜市建築局都市計画課へ郵送または持参してください。 また、市ホームページから電子申請による公述の申出ができます。 ※公述申出書は、縦覧場所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【3】公聴会(公述申出があった場合に開催)

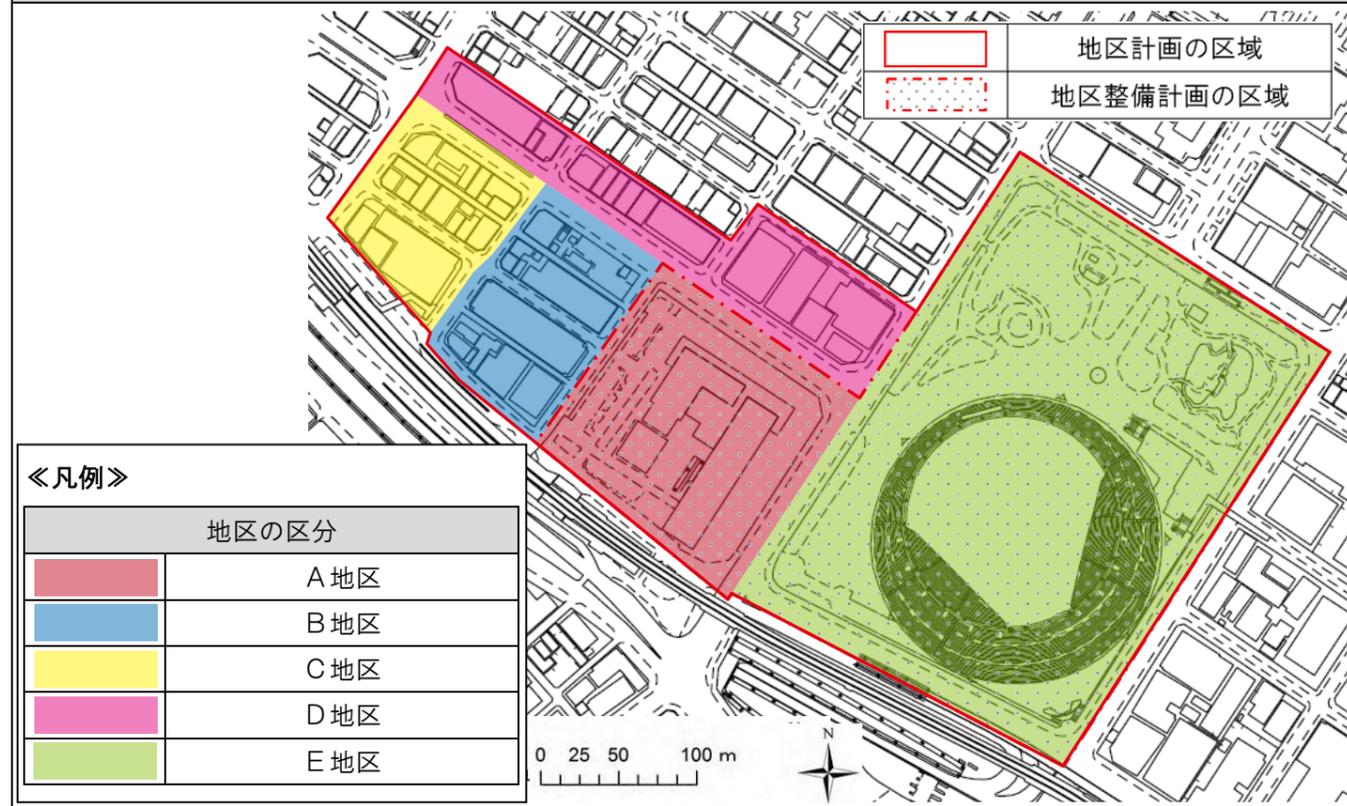
日時	令和2年12月15日(火) 午前9時 公開開始 ※開催の有無は、11月24日(火)以降に市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課(045-671-2657)へお問い合わせください。
会場	横浜市ホームページ上での書面による意見の公開 横浜市市素案縦覧・公聴会 で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html
その他	「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」を、後日、市ホームページで公表します。

※ ホームページを御覧になれない方につきましては、個別に対応いたしますので、4ページのお問い合わせ先まで御連絡ください。

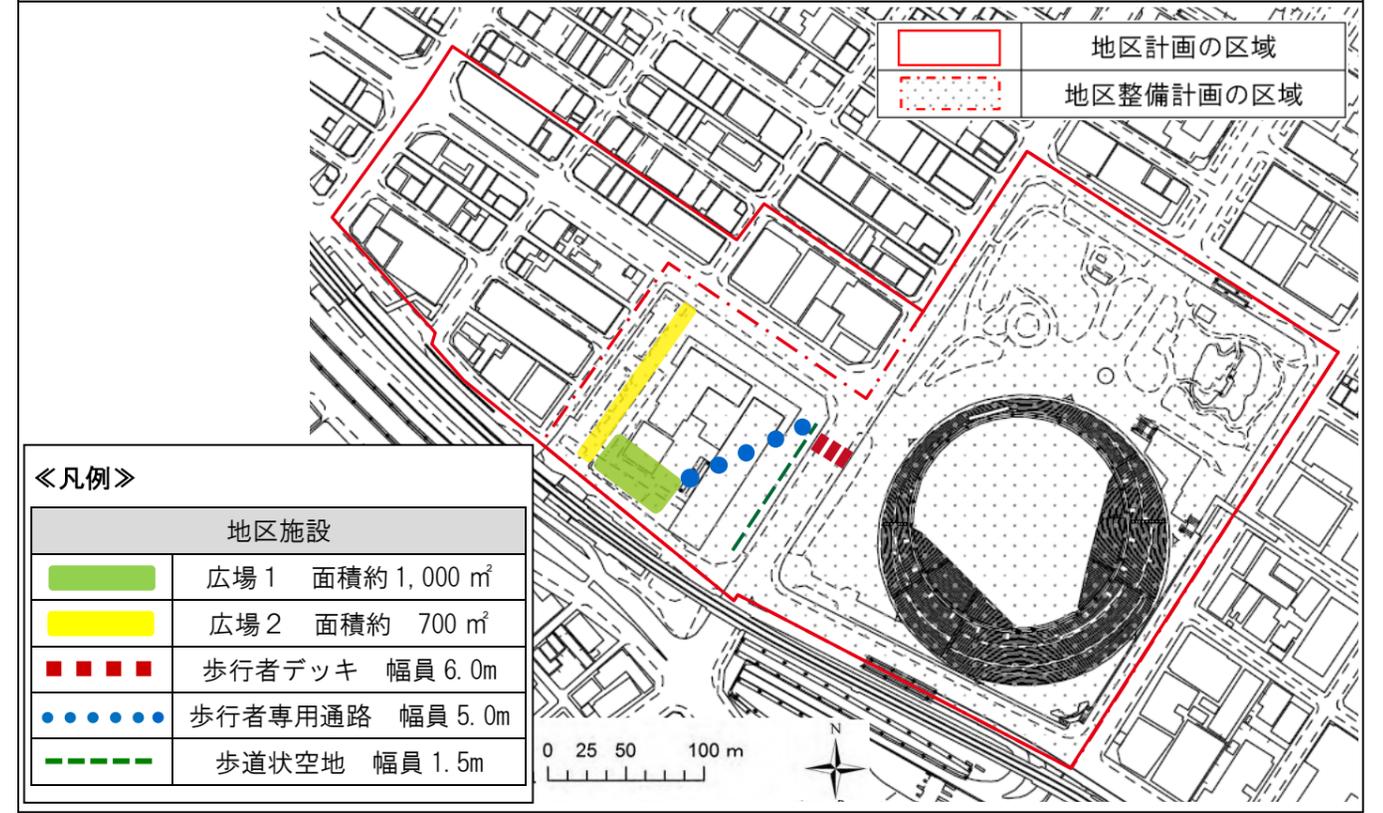
1 地区計画の決定

名称	関内駅前地区地区計画		
位置	中区尾上町、常盤町、真砂町、港町及び横浜公園地内		
面積	約 13.9ha		
地区計画の目標	本地区計画は、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした新たなまちづくりを推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、来街者等が安心して楽しく歩けるよう回遊性を高め、関内地区の玄関口としてふさわしい魅力とにぎわいを創出し、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化を図ることを目標とする。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	【図2】のとおり	
	地区の区分	名称	A地区
		面積	約 2.3 ha
	用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人ホーム、福祉ホーム等 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所等 7 個室付浴場業に係る公衆浴場等 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの* ※除外規定あり	
	壁面の位置の制限	【図3】のとおり* ※除外規定あり	
	高さの最高限度	170 m	
	形態意匠の制限	まちの景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。	
緑化率の最低限度	7.5 %		

【図1】地区の区分図



【図2】地区施設の配置図



【図3】壁面の位置の制限図

